

令和元年度 久留米市地方卸売市場田主丸流通センター運営審議会 議事録

期日：令和元年 12 月 3 日 15:00～16:00 会場：田主丸総合支所 2 階会議室

出席者：大熊委員、山下委員、古賀委員、田籠委員、鳥越委員、立石委員、田中一成委員、上野委員、牛嶋委員、横溝委員

(開設者) 山本田主丸総合支所長

(事務局) 井上産業振興課長、中山中央卸売市場長、馬田、稲富、石井

欠席者：吉岡委員、田中清香委員、草野委員、小林委員、栗木委員

<p>1. 開会 (1) 開設者挨拶 (2) 委嘱状の交付 (3) 委員紹介 (4) 委員長選任 (5) 諮問</p>	<p>事務局</p>	<p>開会 開設者挨拶 委嘱状の交付 委員紹介 委員長選任 互選により大熊委員に決定 諮問 「久留米市地方卸売市場田主丸流通センター運営審議会委員長様、久留米市長大久保勉。卸売市場法改正に伴う条例改正の対応方針について(諮問) 卸売市場法改正に伴い、久留米市地方卸売市場田主丸流通センター条例の改正の対応方針について、久留米市地方卸売市場田主丸流通センター運営審議会のご意見を伺いたく諮問いたします。」</p>
<p>2. 議題</p>	<p>事務局 委員長 事務局 委員長 A委員</p>	<p>ありがとうございました。それでは、式次第に基づき議事を進行させていただきますが、久留米市地方卸売市場田主丸流通センター施行規則第73条の規定により、「委員長は会議の議長となる」となっておりますので、委員長に進行をお願いします。 さきほど、「卸売市場法改正に伴う条例改正の対応方針について」の諮問がありました。このことについて、事務局から説明をお願いします。 2. 議題 卸売市場法改正に伴う条例改正の対応方針について (資料をもとに説明) 説明が終わりました。何か意見・質問等はありませんか? 今回は規制緩和が謳われております。かなりの部分で規制緩和となりますが、大きなところではさきほど説明がありました5ページの現行法における取引規制の撤廃となっております。私どもとしては、かなり大がかりな改正事項でございますので、運営者として動きがかなり軽くなる。それで確認し</p>

		たいのは、この5ページの3項目については、すべて条例からは撤廃すると考えていいか？
	事務局	現在のところ、取引ルールについては、条例からは廃止する方向で進めているところです。条例では規制しない方向で考えているところです。
	A委員	それでは、これまでの足かせはなくなるということで理解していいのか？
	事務局	条例からは廃止するという方向性をお示したところですが、懸念される事項がございまして、それについては自己買受の部分でございまして、そちらについては、卸売業者が卸売を受けることができるというところで、買受人からの反発と申しますか懸念材料がございまして、そのほうについては、何らかのルール作りが必要かと考えているところです。
	A委員	植木農業協同組合については、条例に基づいて運営されております。だからこの3項目については条例からは外されるということでもいいか？
	事務局	条例からは廃止する方向で考えております。
	A委員	そうしますと、卸売相手として買受人の禁止が外れることになるんですね。私の理解では、卸売業者である植木農業協同組合はこれまでセリに参加できなかった。それが植木農業協同組合もセリに参加できるようになるという理解でいいか？
	事務局	条例の規制を廃止するということで、自己買受が可能になる、その条文だけを見ればそう受け取ることもできますが、こちらについては、買受人のご意見も踏まえた上で、なんらかのルールを規則なり協定なり、そういった形でルールを作っていく方向で進めたいと思っております。
	A委員	条例上は自己買受が可能になるという理解でいいか？
	事務局	条例上は廃止されるので、条文はなくなる形になります。ただし田主丸流通センターにつきましては、条例と条例施行規則がございまして、条例施行規則なり、または他の違った形でのルール作りを想定しておりまして、そちらのほうで規制が残る可能性もございまして。
	A委員	条例上の規制はなくなりますが、市としては、何らかの規制を課す考えを持っているということですね。だから要するに、市場の中で卸売業者である植木農業協同組合は買えます。ただし、買うということは規制しますよと。

事務局		<p>条例上は廃止になりますけども、それに謳わない形で施行規則、その他のルールという形で進めていきますが、それについても市場関係者の意見を踏まえた形での方向性を考えたいと思っております。</p> <p>補足させていただきますけども、今回の法改正の趣旨というものが、規制緩和ということでございまして、大幅に法令を見直して削減されております。これは規制緩和ということでございますので、取引の自由化というものを目途しておりますので、条例のそういう部分についてはご指摘の通り、廃止の方向で進めさせていただきます。ただ、そうは言いましても、買受人様とか利害関係のある方におきまして、いろんな弊害とか懸念材料とかいう部分があることにおきましては、先ほど申し上げましたとおり、一定のルール作りは必要かなと考えているわけでございますので、その辺はまた関係者の皆様とご協議をさせていただきますながら、進めていこうと考えているところです。</p>
A委員		<p>わかりました。私共といたしましては、これができるようになるということであれば、市場の活性化は望むところでございます。それと、もうひとつ私の記憶の中では、市場のなかで買受人になるには、買受人登録ができるようになっている。そのなかで買受人になれない項目がある。卸売業者、卸売業者の使用人、卸売業者の役員は買受人になれませんよという条文があったと思う。それが残っておれば、いくら条例とか法律が買受できますよと言っても、買受人の登録ができなければ、買受できない。そのあたりはどうなるのか？</p>
事務局		<p>今おっしゃっているのが、条例の35条のほうで、自己買受という項目がございます。それはさきほどから説明しております「卸売業者は、卸売の業務を行う市場において、花木の卸売の相手方として花木を買い受けてはならないという規制がございまして、この廃止について検討しているところでございます。それと併せて、買受人の承認という項目が条例のなかにございまして、18条になっております。18条の中には卸売を受けようとするものは、市長の承認を受けなければならないとされてございまして、その中で承認をしないものとするのなかに、第3項の第5号になりますけれども、市場の卸売業者又は卸売業者の役員若しくは使用人であるとき、この場合については買受人になれないという規定がございまして、この規定がございまして現行法では自己買受ができないという形で取り扱いがされているところです。これにつきましては、例えば35条を廃止した場合に、こちらの18条の買受人の承認のルールの中で卸売業者では承認できないという条文がございまして、一方が残って削除されないとすると、結果的に卸売業者は買受人になれないということになってまいりますので、こちらの規定につきましては、今後、条例上からは削除する方向で進めてまいりたいと思っております。</p>

	A委員	<p>ということは、買受人登録は、卸売業者、役員、使用人も、条例改正後は、買受人になれるという理解でよろしいか？</p>
	事務局	<p>この条文につきましては、廃止する方向で進めてまいりたいと考えておりますが、規則もしくはその下のルールの方で定めを設ける可能性もございます。条例のほうだけは、法改正の趣旨にのっとった形で、廃止、削除させていただければなと思っております。規則、その他のルールのなかで、ご意見を頂戴しながら検討を進めていきたいと思っております。</p>
	A委員	<p>卸売業者としては、改正していただくことは、非常に喜ばしいこと。ただ買受人さんとの軋轢が生まれる可能性がある。買受人さんはお客様でございますから摩擦を起こすことはしたくないが、要するに、具体的に言えば市場で買受人さんと競り合うこともあろうと思います。条例上は卸売業者も市場のなかでセリに参加できますよと、買受人の承認の規制も撤廃しますよということですね。</p>
	事務局	<p>今ご指摘の部分でございますが、組合側といたしましては、市場開放にともないまして、廃止することで市場の活性化につながる。買受人さんとの軋轢というか買受人さんの市場が縮小するという話。18条につきましては、組合関係の皆様が買受人になれない、これを廃止することでなれるという条例になってくるわけでございますけれども、この18条につきましては、さきほど来申し上げます通り、何らかのルールというのを考えておりますので、35条を廃止して18条を残すということが条例上でいるのかということも含めまして、法的なところになってまいりますので、確認させていただいた上で、関係の方とお話しをさせていただいて進めていこうと思っております。</p>
	A委員	<p>条例上はなくなる、が、市としては何らかの規制をかけるということでしょうから。</p>
	委員長	<p>国のほうが大幅に削減するということにこの部分が関連してくるのかという話になるということだと思っております。これまでと大幅に様相が変わると。買受人さんたち以外も買えるようになれば、そこに競争原理も出てきますし、いろんな形で、卸売業者と買受人の関係が複雑になってくる懸念があると。</p>
	B委員	<p>参考資料の1の下にあるように、取引条件の公表、義務の新設とか、共通ルールに反しない範囲においてその他の取引ルールを定めるといのが、新たに考えられるということでしょうか。</p>
3. 報告事項	事務局	<p>そういうところをさきほどから申し上げているところでございます。</p>

閉会	B委員	一回は全部なくなって、共通ルールや取引ルールが整理されて今後示されるということによろしいでしょうか。
	事務局	今の条例がすべてなくなるということではございませんが、第三者取引、商物一致、自己買受の規定は条例上なくなりますが、懸念材料がある部分は共通ルールに反しない形でその他のルールとして一定の取り決めをさせていただくというところをご回答させていただいているところでございます。
	委員長 A委員	ほかの方。ご質問等ございませんか。 中央卸売市場もこの条例と同じような改正ですか？
	事務局	基本的には同じ考えでございます。だれでも参加できるとなりますと、市場のルールが保てませんので、そこにつきましては、市場の売買参加者につきましては開設者が承認するという形で規制をさせていただく方向で考えております。当然暴力団の排除ということについては規則のなかで定めさせていただこうと考えております。また、卸売市場の役員等につきましては、現時点では売買参加者に入れるように改正法の趣旨に基づきまして規制を緩和していく方向で考えているところでございます。
	A委員	第18条は残すのでしょうか？残して5項を削除するのでしょうか？
	事務局	第18条の買受人の承認の条項は残す方向です。5項につきましては、自己買受の条文とあわせて考えてまいりたいと思っております。
	委員長	他ございませんか。よろしいですかね。はい、では今回の意見を踏まえて答申案を作成してもらいます。第2回でその内容について確認を行って決定してまいります。事務局から次回開催の日程についてお願いいたします。
	事務局	(資料をもとに説明)
	委員長	つづきまして、3報告事項に移ります。(1)消費税法改正に伴う条例規則の改正について、事務局から説明をお願いします。
	事務局	(資料をもとに説明)
	委員長	何かご質問・ご意見はございませんか。
	A委員 事務局	これは来年度からの適用ということによろしいのでしょうか。 旧単価につきましては、今年度4月1日に許可をしているところでございますので、本年度は旧単価にて納めていただきます。なお令和2年度からは

		<p>新単価での適用となりますので、新単価で納めていただく形になります。</p>
	委員長	<p>ほかにご覧いませんか。ないようなので、続きまして（２）令和元年８月豪雨及び台風１７号被害報告について、事務局からの説明をお願いします。</p>
	事務局	<p>（資料をもとに説明）</p>
	委員長	<p>何かご意見・ご質問はございませんか。</p>
	A 委員	<p>災害におきまして、市には迅速に対応いただきまして感謝しております。今回は市施設の被害の報告でございましたが、植木農業協同組合としては、自動車２台浸水いたしまして、軽トラ１台全損、乗用車は床上まで浸水しましたが、使用は可能でございます。去年の災害のときに全損しまして買い替えて１年でございましたので、想定外ということではないのかなと思っております。また、事務局が床上浸水しましたので、コンピューター関係の電源も破損しまして、その整理も今からやるということになっておりまして、私共植木農業協同組合の被害となっております。</p>
	委員長	<p>議長のわたくしがいうのもなんですが、毎年毎年、こうした形で水害で被害が起きる場所にあるということを市当局側も考えて、河川改修を早期にやっていくことを要望したいと。市場だけではなく、このあたり一帯も冠水が多いものですから、そのあたりを当局にいつておいてください。それではほかにご覧ませんかでしょうか。</p> <p>なければ以上で予定されている事項は終わりました。その他、流通センターに関して質問等はありませんか？ないようでしたら、これもちまして議長を退任させていただきます。どうもありがとうございました。</p>
	事務局	<p>次回の日程は、改めて調整をさせていただきますご連絡をさせていただきますと考えております。本日は大変お忙しい中、出席いただき、慎重審議をしていただきまして、本日いただいたご意見につきましては、わたくしどもしっかりと検討しまして答申案に反映させていただく形で進めていきたいと考えております。それでは、以上をもちまして、久留米市地方卸売市場田主丸流通センター運営審議会を閉会いたします。お疲れさまでした。</p>